

「広域バックアップ専門部会」の取り組み状況報告

平成29年2月10日

北陸地域国際物流戦略チーム
広域バックアップ専門部会

目次

- I. これまでの専門部会の活動（H24d～H28d）・・・1
- II. 基本行動計画について・・・3
- III. 平成29年度以降の取組みについて・・・14
- ＜参考資料＞・・・16

I. これまでの専門部会の活動（H24d～H28d）

これまでの専門部会の活動（H24d～H28d）

過年度の活動

社会インフラの確保

- 代替港湾を必要とするコンテナ貨物量の試算
- バルク貨物の代替輸送の可能性の検討
- 代替輸送モデルケースの検討
- 関係者の体制・役割分担の検討



モデルケースの設定

事業継続の支援制度充実

- 代替輸送訓練（図上訓練）の実施
- 代替輸送手引書の作成および改訂
- 代替輸送における課題の抽出



代替輸送訓練の実施

災害時における情報共有

- ポータルサイトの基本設計
 - 北陸地域の港湾物流情報を一元化するポータルサイトを開設（H27.9～）
- ※コンテンツ：道路情報等へのリンク、代替輸送手引書、物流関係者のリスト等



ポータルサイトの開設

本年度の活動

■太平洋側大規模災害時の北陸地域のバックアップ体制をとりまとめ
「基本行動計画」を策定 ⇒ 平成29年1月13日に**プレス発表& HP掲載**

【掲載ウェブサイト <http://www.pa.hrr.mlit.go.jp/saigaiportal/index.html>】

Ⅱ. 基本行動計画について

「基本行動計画」の構成

はじめに

1. 北陸地域における代替輸送の基本的な考え方

- 1-1 計画の対象
- 1-2 代替輸送の必要性
- 1-3 北陸地域港湾が担う役割
- 1-4 代替輸送によるメリット

2. 北陸地域港湾の現状と課題

3. 北陸地域港湾による代替輸送体制

- 3-1 北陸地域港湾における代替輸送体制構築のための対応方策
- 3-2 代替輸送モデルルートの想定

4. 事業継続のための支援

- 4-1 代替輸送訓練の実施
- 4-2 代替輸送手引書の作成

5. 災害時における情報共有

- 5-1 ポータルサイトの開設

6. 代替輸送における制度上の課題

- 6-1 大規模災害時の交通規制
- 6-2 保税地域の不足
- 6-3 臨時シャトル便の航路開設に伴う手続き

7. 基本行動計画のフォローアップ

- 7-1 基本行動計画のフォローアップの基本的考え方
- 7-2 基本行動計画のフォローアップ内容

附属資料

- 附属資料1 北陸地域の物流関係者連携内容のマトリックス
- 附属資料2 代替輸送訓練について
- 附属資料3 代替輸送手引書
- 附属資料4 北陸地域港湾の物流関係者連絡体制

参考資料

- 参考資料1 東日本大震災時に新潟港が果たした役割
- 参考資料2 バルク貨物の代替可能性
- 参考資料3 北陸地域の定期コンテナ航路
- 参考資料4 リスクファイナンス
- 参考資料5 関連計画・施策一覧
- 参考資料6 広域バックアップ専門部会委員名簿

1. 北陸地域における代替輸送の基本的な考え方

1-1 計画の対象

- (1) 対象地域
 - ・首都直下地震被災想定地域（主に首都圏）
 - ・南海トラフ地震被災想定地域（主に中京圏、関西圏）
- (2) 対象とする物流
 - 主にコンテナ貨物

1-2 代替輸送の必要性

- (1) 太平洋側大規模災害発生時
 - ・取引先が業務停止 ⇒ 事業中断や倒産

- ・サプライチェーンを考慮した事業継続が重要
- ・代替輸送ルートの確保が重要

1-3 北陸地域港湾が担う役割

- ・三大都市圏と縦断的に隣接し、地理的に優位
- ・太平洋側の港湾と同時被災の可能性が低い

代替輸送港湾としての役割を果たすこと
→北陸地域の社会的意義

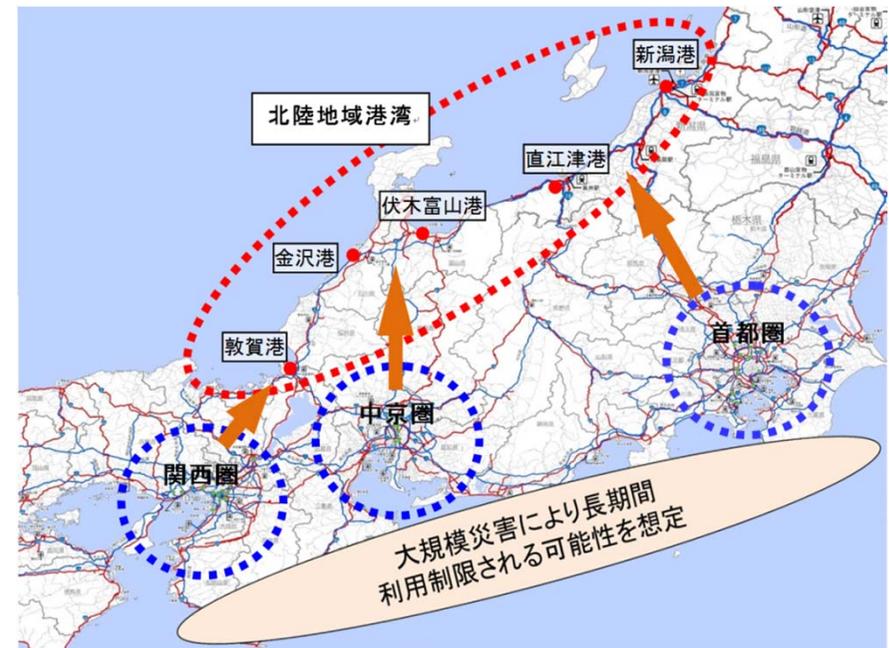


図 基本行動計画の対象地域



図 北陸地域港湾による代替輸送のイメージ

1. 北陸地域における代替輸送の基本的な考え方

1-4 代替輸送によるメリット

(1) 太平洋側の関係者

●荷主、物流関係者・・・事業中断や倒産リスクの低減、サプライチェーンネットワークの構築

- ・代替輸送を準備しておくことにより、事業中断や倒産などのリスクが低減。
- ・太平洋側の大規模災害に対して同時被災する可能性が少ない北陸地域港湾に代替輸送ルートを確認しておくことでサプライチェーンネットワークの構築を図ることができる。
- ・事業継続対策が優れた企業は「BCM格付融資制度」を利用することにより、BCM格付けの評価に応じた融資や保険商品の割引を受けることができる。

(株)日本政策銀行が敦賀海陸運輸(株)に対し、「BCM格付」に基づくシンジケートローン（協調融資）を組成（H28.12.5発表）

●国、港湾管理者・・・国土強靱化の推進、有事に代替輸送の実効性が向上

- ・大規模災害時において、我が国の物流機能を維持するため、リダンダンシーを有する輸送ルートを平時から確保することで国土強靱化の推進につながる。
- ・有事の際の代替機能の確保として、広域港湾BCPに北陸地域港湾との連携を位置づけておくことで、代替輸送の実効性が向上。

(2) 北陸地域の関係者

●物流関係者、港湾管理者・・・太平洋側荷主企業等からの信頼性の向上、北陸地域の活性化

- ・大規模災害に備え、北陸地域港湾において代替輸送体制を構築することにより、北陸地域港湾の重要性が太平洋側荷主企業等に認識され信頼性が向上。
 - ・代替輸送に備えて平時から太平洋側荷主企業等が北陸港湾を利用することにより、有事の際も「顔の見える対応」が可能。北陸地域の活性化にもつながる。
- #### ●国・・・日本海国土軸の形成、国土強靱化の推進
- ・代替輸送に備え、平時から日本海側と太平洋側の連携を強化しネットワークの多重性・代替性の確保を図ることは、国土全体の安全を確保する上で、太平洋側だけでなく日本海国土軸の形成並びに国土強靱化の推進につながる。

2. 北陸地域港湾の現状と課題

- 日本海側地域の道路・港湾等の社会インフラは太平洋側地域に比べ、規模が小さい
 ⇒ **北陸地域港湾のみで対応は困難**
- 代替輸送需要に対応するため、北陸地域港湾の関係機関が効率的に対応する事が必要
- 大規模災害時は、代替輸送に必要な人員が不足するため、人材面の対応も重要

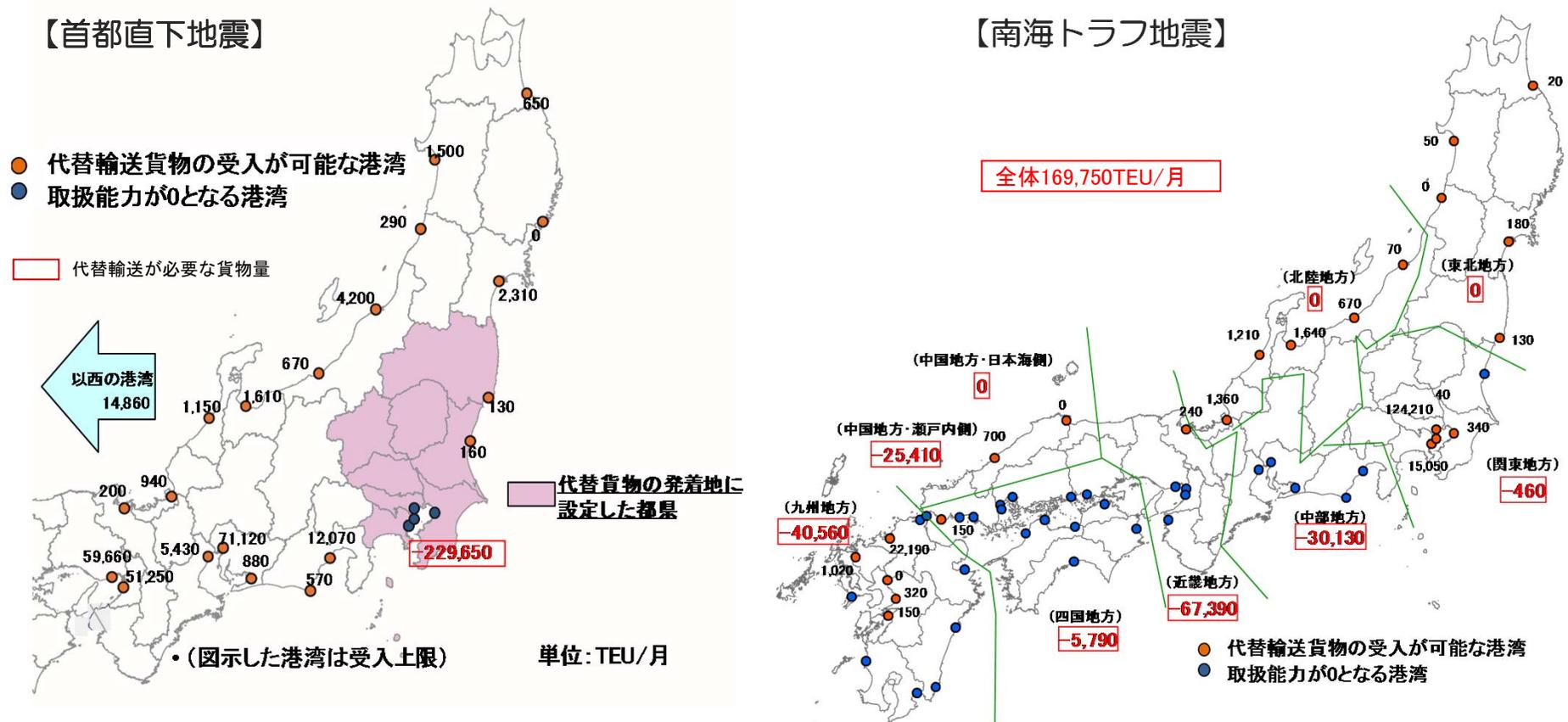


図 代替貨物輸送需要の推計結果

3. 北陸地域港湾による代替輸送体制

3-1 北陸地域港湾における代替輸送体制構築のための対応方策

北陸地域港湾の物流関係者の役割を明らかにするために、**対応方策**を個別の**タスク**（各関係者の役割）に分解

↓

体制・役割を**フロー**で整理
（整理の過程でマトリックスを使用）

図 北陸地域港湾における代替輸送体制確立のためのタスク

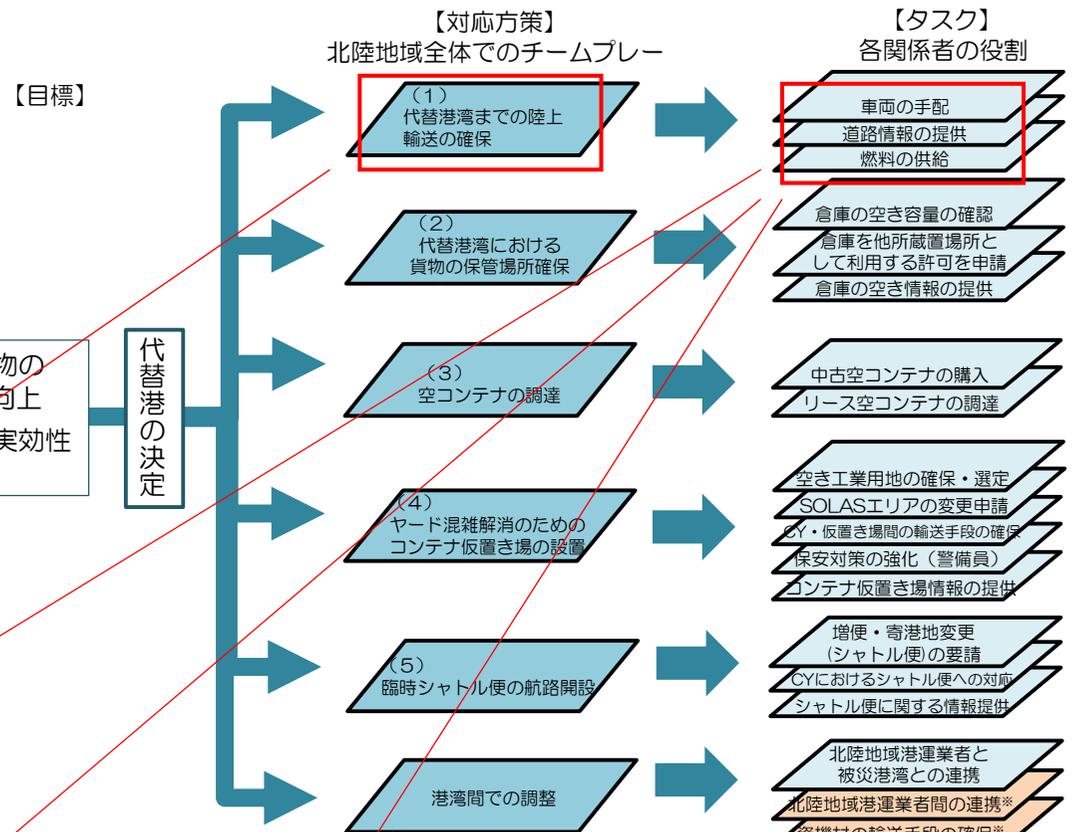
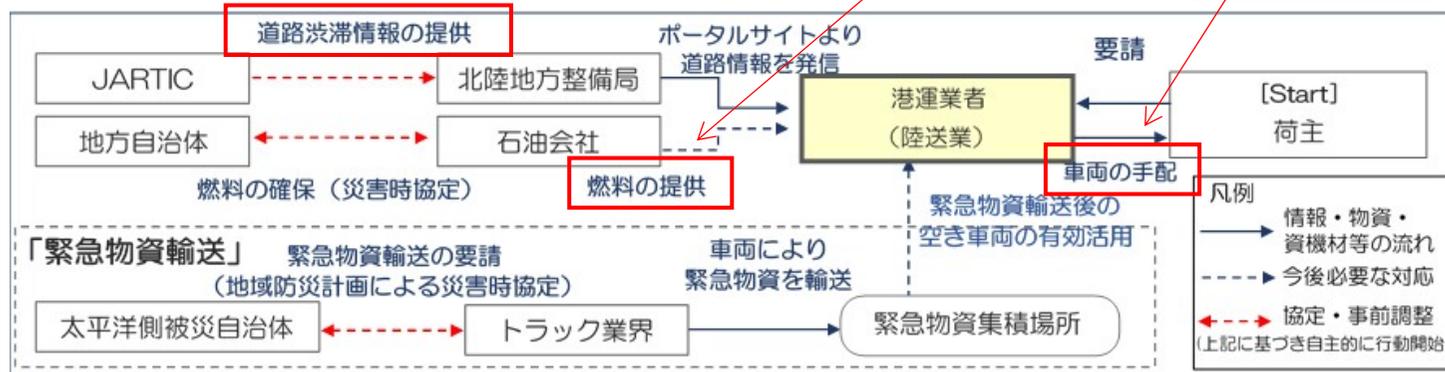


図 代替港湾までの陸上輸送確保の体制・役割



※「北陸地域港運業者間の連携」、「資機材の輸送手段の確保」は「北陸地域港湾の事業継続計画検討会」（広域港湾BCPの検討会）での検討内容に準じる。

3. 北陸地域港湾による代替輸送体制

3-2 代替輸送モデルルート of 想定

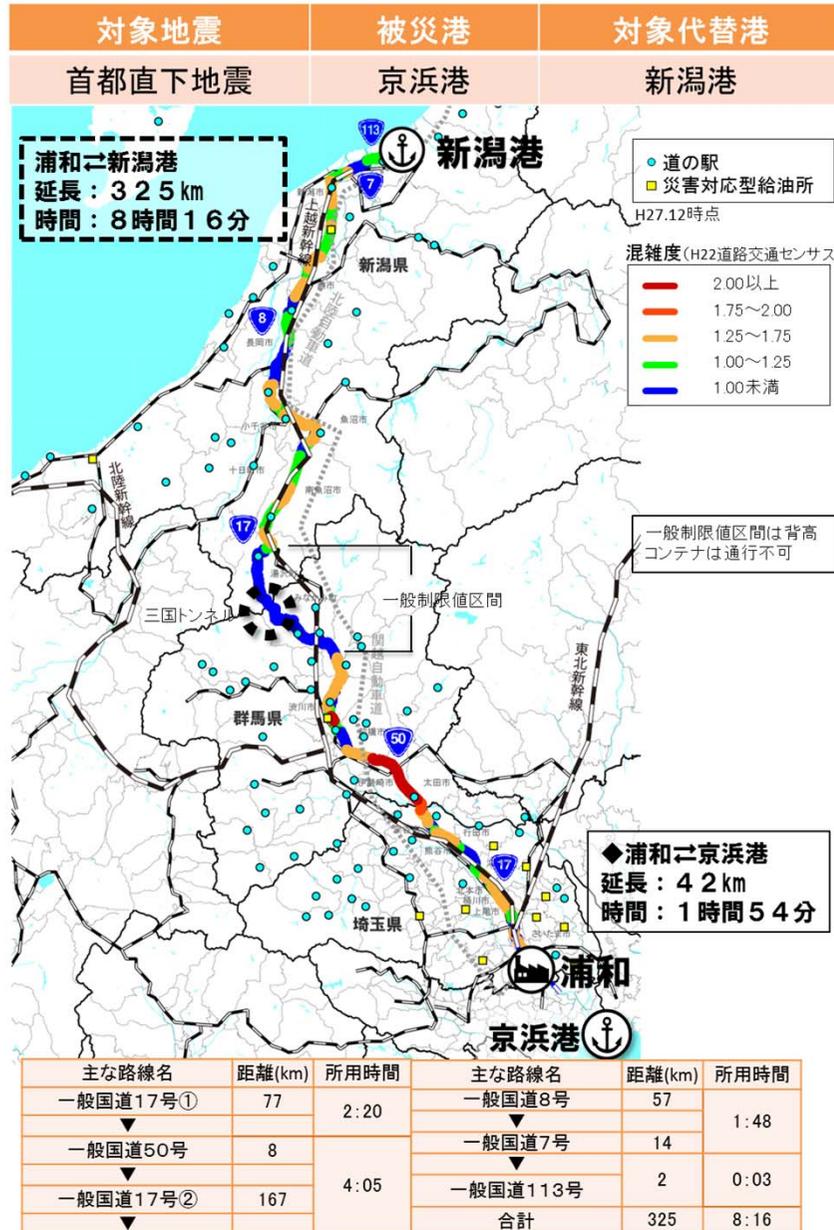
- ・被災地域から北陸地域港湾までの代替輸送モデルルートを**事前**に設定
- ・代替輸送モデルルートは、平成27年度に実施した物流業者へのヒアリング結果を踏まえ、**一般道で重さ指定、高さ指定のある道路**を基本として設定

表 代替輸送モデルルートの概要

発着地		【京浜港代替】 ・さいたま市役所を発着点に設定	【名古屋港代替】 ・伊那市役所を 発着点に設定	【名古屋港代替】 ・豊田市役所を発着点に設定	【大阪港代替】 ・大阪市役所を 着点に設定	【神戸港代替】 ・姫路市役所を 発着点に設定			
代替港		新潟港	直江津港		伏木富山港	金沢港	敦賀港		
陸上輸送	主要道	・国道17号 ・国道8号	・国道17号 ・国道18号	・国道153号 ・国道19号 ・国道18号	・国道41号	・国道23号 ・国道258号 ・国道365号 ・国道8号	・国道23号 ・国道258号 ・国道365号	・国道1号 ・国道161号	・国道2号 ・国道1号 ・国道161号
	距離	約330km	約280km	約210km	約310km	約290km	約170km	約160km	約240km
	車両手配	①自社車両を利用(余剰なし) ②協力会社へ要請 ③被災地からの協力を要請	①自社車両を利用(余剰なし) ②協力会社へ要請	①自社車両を利用(余剰なし) ②協力会社へ要請		①協力会社へ要請 ②被災地からの協力を要請	①自社車両を利用(余剰なし) ②協力会社へ要請		
	燃料	・港湾受入可能 ・自社タンクあり	・港湾受入可能 ・自社タンクあり	・港湾受入可能 ・自社タンクあり		・港湾受入可能 ・自社タンクなし	・自社タンクあり		
	備考	・三国トンネル通行不可 ・関越道へ迂回	・三国トンネル 通行不可 ・関越道へ迂回	・名古屋市内街地の国道1号・41号の橋梁区間等で慢性的に混雑		・国道23号は慢性的に渋滞	・国道8号と国道161号の交差点付近は冬期にボトルネックの可能性 ・国道23号は慢性的に渋滞 ・国道303・27号に迂回		
		※北陸各港でトレーラーヘッドは200台以上保有(余剰は限定的) ※車両手配については、災害時の対応の順位を囲い数字で表示				※ヒアリング結果より各港から被災地域までの往復は燃料補給の必要なし			
		※各ケースとも市街地区間では、ピーク時を中心に混雑							
貨物の取扱	CYの能力×1.4	受入可能 (木材ヤードを活用することで能力拡張が可能) ※想定拡張場所: 木材ヤード	受入可能 (空コンヤードをCY外にだすことで蔵置能力の拡張が可能) ※想定拡張場所: 東ふ頭	受入可能 (空コンをCY外に蔵置すると能力拡張が可能) ※想定拡張場所: 富山新港臨海工業用地等	受入困難 (現況のCYでは1.2倍程度であれば取扱可能) ※想定拡張場所: 港湾関連用地、金沢港東部工業団地	受入可能 (空コンヤードをCY外にだすことで蔵置能力の拡張が可能) ※想定拡張場所: 川崎松栄地区			

3. 北陸地域港湾による代替輸送体制

モデルケースの例



■ルート設定の考え方

- ・平常時に京浜港を利用して輸出入を行っている貨物を、災害時に新潟港を利用して、代替輸送を行うことを想定
- ・発着点は、首都直下地震の被災エリアの中からコンテナ貨物の生産・消費量が多い生活圏（浦和）を設定
- ・輸送ルートは、さいたま市周辺は被災後に道路交通規制を敷くことが計画されているため、交通規制予定路線を確認し、それ以外の路線から設定
- ・設定する路線は、一般道で重さ指定、高さ指定のある道路を基本とし設定 ※背高コンテナの通行ができない一般制限値区間はルート図に記載
- ・港湾機能の強化のため、新潟県内の空き工業用地、保税蔵置場を下図に記載
- ・コンテナのバン・デバンは代替港周辺で行われるとし、発着点から代替港までの輸送には10tトラックが用いられると想定
- ・プラットフォームが無い倉庫では、コンテナのバン・デバンにバンステージ、シャーシの積み降ろし機材が必要

■備考

- ・コンテナ輸送の場合は三国トンネル通行不可。関越自動車道への迂回が考えられる。
- ・国道17号の埼玉県上尾市・桶川市、新潟県魚沼市等の市街地区間で、ピーク時を中心に混雑
- ・慢性的混雑区間である伊勢崎市周辺では上武道路、渋川市周辺では渋川西バイパスが整備・事業中

■施設位置図

出典：新潟県HP 企業立地ガイド
税関HP(東京税関管轄)

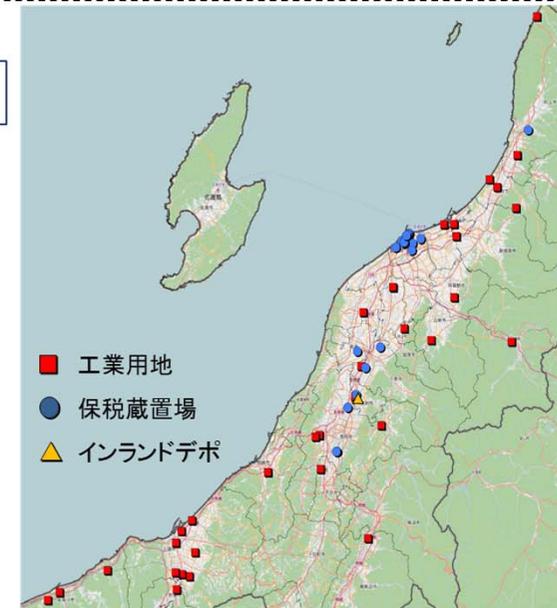


図 代替輸送のモデルケース 新潟港（浦和発着）

4. 事業継続のための支援

4-1 代替輸送訓練の実施

- 代替輸送を机上にて模擬体験 → 有事の際、実際に代替輸送を行う企業等の経験値、意識の向上
- 今後も太平洋側の中小企業へ代替輸送の有効性を啓発していく予定
- 今後の代替輸送訓練について、訓練の実施体制や行政側の支援体制など、枠組みの検討が必要

4-2 代替輸送手引書の作成

- 大規模災害により平常時の輸送手段が利用できない状況が生じた時に、速やかに代替手段を確保するため、各業務の担当者が行動する際に活用することを想定して作成
- 平成25年から28年の4年間で実施した訓練を通じて参加者の意見等を反映
- ポータルサイトで公開

5. 災害時における情報共有

5-1 ポータルサイトの開設

- 平成27年9月にポータルサイトを開設 → 北陸地域への輸送に関する情報を一元化することを目的
 - 北陸地域の港湾物流関係主体のホームページへのリンク
 - 道路交通情報へのリンク
 - 代替輸送手引書
 - 北陸地域港湾の物流関係者リスト
 - 基本行動計画（平成29年1月13日より掲載）

6. 基本行動計画のフォローアップ

6-1 基本行動計画のフォローアップの基本的考え方

地震以外の様々な不測の事態も想定し、技術の進歩や社会環境の変化に応じて、**継続的かつ発展的に改善**していくことが重要

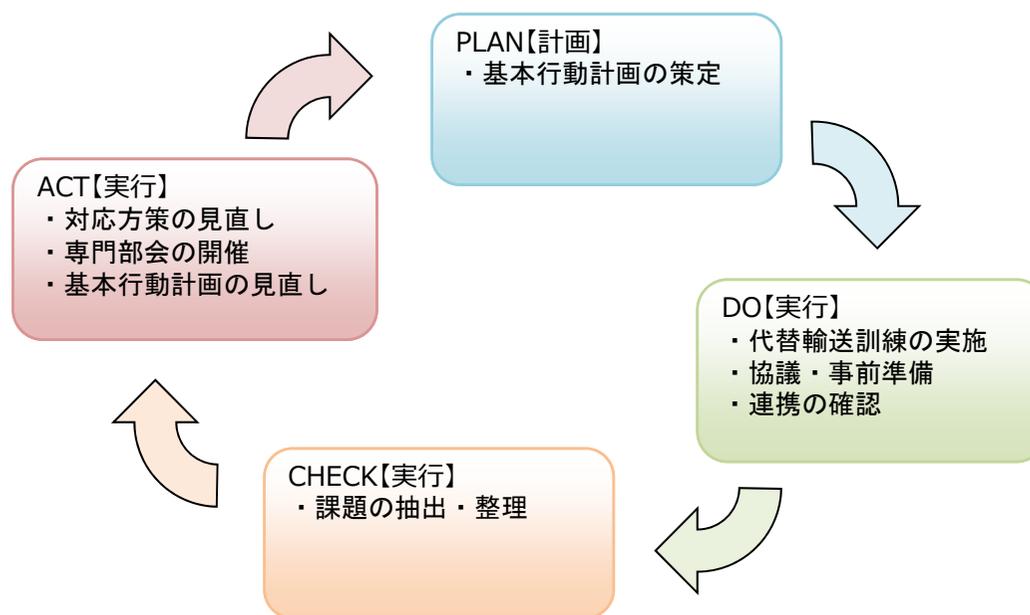


図 基本行動計画の継続的な改善のイメージ

6. 基本行動計画のフォローアップ

6-2 基本行動計画のフォローアップ内容

(1) 対応方策の更新・情報収集等

- 対応方策の体制・役割等において「協定・事前調整」が必要とされていた事項について、協定等の改定情報や、各関係者の動向などを情報収集（毎年）
- 対応方策の更新・追加を必要に応じ検討

(2) 代替輸送訓練の実施

- 太平洋側の荷主等に北陸地域を代替輸送ルートとして想定しておくことが有用であることの啓発及び大規模災害時の代替輸送に係る手順・役割確認の場 → 継続的实施が望ましい
- 訓練の枠組みの検討 → 訓練の実施体制、行政の支援体制及び民間企業への移行

(3) 代替輸送手引書の更新

- 訓練参加者の意見等を反映して随時更新

(4) ポータルサイトの充実

- 「倉庫の情報」や国土交通省（本省）が発信する「災害情報」などをリンクに追加
- コンテンツを充実（随時更新）

(5) 広域バックアップ専門部会の開催

- 技術の進歩及び社会環境の変化に伴う法令や規則等の改正 → 「基本行動計画」の見直しが必要

①意見照会

専門部会の委員に意見照会 → 毎年実施

②専門部会の開催

「基本行動計画」の見直しの際は、座長が必要に応じ招集 → 専門部会にて審議（当面は2年に1回程度）

③情報提供

専門部会を開催しない年 → 意見照会結果等を事務局から情報提供

Ⅲ. 平成29年度以降の取組みについて

バルク貨物の代替輸送の検討

- 1) 貿易量に占める海運の割合では、コンテナ貨物が2割に対してバルク貨物は8割を占める。
- 2) 本専門部会での代替輸送におけるこれまでの検討は、輸送形態などが確立されているコンテナ貨物を対象としてきた。
- 3) 平成26年度 北陸地域港湾におけるバルク貨物の代替輸送の可能性について検討した。バルク貨物は、品目、船型、陸上輸送形態などが多岐に渡るが、社会的な影響力が大きいと鑑み、今後の検討課題としたい。



平成29年度より「バルク貨物の代替輸送の検討」を実施